特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	宇土市では、「生活保護に関する事務」を行うために、「総合行政システム」を使用している。総合行政システムでは、維持管理及び機器の保守管理を外部に委託しているが、事業者との契約の中で個人情報の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適正管理を行っている。

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	宇土市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者にたいして、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査 ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 総合行政システム生活保護　2. 中間サーバ　3. 団体内統合宛名システム　4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
（1）生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第8号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第8号　別表第2　9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、58条、59条の2、59条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部福祉課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　0964-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部福祉課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　0964-22-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月8日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月8日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ．３（法令上の根拠）	番号法別表第一　15	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項　別表第1　15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第15条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	・番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠）：９，10，14，16，24，26，27，28，30，31，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120の項 （情報照会の根拠）：26	（情報照会） ・番号法第19条第7号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第2　9，10，14，16，24，26，27，28，30，31，38，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，119の項 ・別表第二主務省令第8条，9条，11条，12条，17条，19条，20条，21条，22条，24条，26条の4，28条，32条，33条，35条，39条，44条，47条，52条，53条，55条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅱ．１（いつの時点の係数か）	平成27年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅱ．２（いつの時点の係数か）	平成27年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅰ．５．②（所属長）	福祉課長　野口　泰正	福祉課長　加藤　敬一郎	事後	変更は，人事異動に伴うもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	Ⅰ．５．②（所属長の役職）	福祉課長　加藤　敬一郎	福祉課長	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	平成29年4月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成29年4月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	1．生活保護システム	1．総合行政システム生活保護	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	平成31年1月1日　時点	令和元年11月15日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成31年1月1日　時点	令和元年11月15日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ．６情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	[　]接続しない（入手）[　]接続しない（提供）	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ．６情報提供ネットワークシステムとの接続	―	十分である	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ．６情報提供ネットワークシステムとの接続	―	十分である	事前	システムの全面入替え
令和2年10月13日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	（情報照会） ・番号法第19条第7号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第2　9，10，14，16，24，26，27，28，30，31，38，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，119の項 ・別表第二主務省令第8条，9条，11条，12条，17条，19条，20条，21条，22条，24条，26条の4，28条，32条，33条，35条，39条，44条，47条，52条，53条，55条	（情報照会） ・番号法第19条第7号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第2　9，10，14，16，18，20，21，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120の項 ・別表第二主務省令第8条，9条，11条，12条，13条，14条，17条，19条，20条，21条，22条，23条，24条，25条，26条の4，27条，28条，32条，33条，35条，39条，44条，47条，52条，53条，55条，59条の2，59条の3	事後	変更は，法別表第二及び主務省令の追記又は削除のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月13日	Ⅱ.1（いつ時点の計数か）	令和1年11月15日時点	令和2年10月13日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月13日	Ⅱ.2（いつ時点の計数か）	令和1年11月15日時点	令和2年10月13日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅰ．1．③（システムの名称）	1．総合行政システム生活保護	1．総合行政システム生活保護 2．中間サーバ 3．団体内統合宛名システム	事後	変更は，既存システムの名称を追加するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅰ．4．②（法令上の根拠）	（情報照会） ・番号法第19条第7号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第2　9，10，14，16，18，20，21，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120の項 ・別表第二主務省令第8条，9条，11条，12条，13条，14条，17条，19条，20条，21条，22条，23条，24条，25条，26条の4，27条，28条，32条，33条，35条，39条，44条，47条，52条，53条，55条，59条の2，59条の3	（情報照会） ・番号法第19条第8号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第8号　別表第2　9，10，14，16，18，20，21，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120の項 ・別表第二主務省令第8条，9条，11条，12条，13条，14条，17条，19条，20条，21条，22条，23条，24条，25条，26条の4，27条，28条，32条，33条，35条，39条，44条，47条，52条，53条，55条，59条の2，59条の3	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ.1（いつ時点の計数か）	令和2年10月13日時点	令和3年11月5日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ.2（いつ時点の計数か）	令和2年10月13日時点	令和3年11月5日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月18日	Ⅱ.1（いつ時点の計数か）	令和3年11月5日時点	令和4年11月4日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月18日	Ⅱ.2（いつ時点の計数か）	令和3年11月5日時点	令和4年11月4日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	Ⅰ.1.②（事務の概要）	宇土市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者にたいして、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査	宇土市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者にたいして、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査 ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	新たな事務の開始
令和6年2月1日	Ⅰ.1.③（システムの名称）	1. 総合行政システム生活保護　2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム	1. 総合行政システム生活保護　2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム　4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	システムの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	4.②（法令上の根拠）	（情報照会） ・番号法第19条第8号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第8号　別表第2　9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3	（情報照会） ・番号法第19条第8号別表第2　26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第19条 （情報提供） ・番号法第19条第8号　別表第2　9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、58条、59条の2、59条の3	事後	変更は、別表第2及び主務省令の根拠規定の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月8日	Ⅱ.1（いつ時点の計数か）	令和4年11月4日時点	令和5年11月8日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月8日	Ⅱ.2（いつ時点の計数か）	令和4年11月4日時点	令和5年11月8日時点	事後	変更は確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明